

保護者の皆様へ

和泉市立南横山小学校  
校長 山本 幸治

## 非常変災時における措置について

和泉市におきましては、非常変災時の措置は下記のようになっておりますので、お知らせいたします。南横山校区だけの措置がある場合も含めて対応については緊急メールでお知らせしますが、保存用としてご家庭で掲示してください。

### 《台風》

1. 午前7時現在「和泉市」または「泉州」対象に「暴風警報」または「特別警報」（高潮・波浪は除く）が発令されている場合は、臨時休業です。
  - 他の警報が重複している場合も、「暴風警報」が含まれていれば「臨時休業」になりますが、暴風警報が含まれていなければ臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
  - 「午前7時現在」とは午前7時のニュースのことで、この時刻にニュースのないときは、午前7時前のニュースとなります。
  - 午前7時以降、「暴風警報」及び「特別警報」が解除されても、午前7時の段階で臨時休業を決定しているため、その日は「臨時休業」とします。
2. 午前7時以降～午前8時30分までの間に「和泉市」または「泉州」対象に「暴風警報」または「特別警報」（高潮・波浪は除く）が発令されている場合も、臨時休業です。
  - 登校している児童は安全を第一に臨時の緊急措置をとります。
3. 学校の授業中に台風が接近してきた場合には児童の安全を第一に緊急措置をとります。
4. 下校時に警報が出て危険な場合は教職員の指導による集団下校を実施します。（地元の児童） 特認バス利用の児童は、バスにより下校します。（お迎えに来られる方は学校まで連絡ください）
  - 登校後児童を緊急下校させる場合の対応（お迎え、帰る場所等）をあらかじめお子さんと相談しておいてください。

### 《地震》

1. 午前0時以降、登校前に和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業とします。
  - ただし、午前0時より前であっても、震度7等の大地震が発生した場合における被害状況等により臨時休業とすることがあります。
  - また、震度4以下であっても、安全確保が困難である場合、ご家庭の判断で自宅待機をお願いします。
2. 登下校中に大きな地震が発生した場合は、学校では原則「自宅か学校か、いずれか近い方に避難する」よう指導しています。
  - すでに登校してきたお子様、学校に避難してきたお子様については、次の3.「登校後に発生した場合」と同様の対応を行いますので、学校まで迎えをお願いします。
3. 登校後、和泉市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、すぐにお子様を迎えに来てください。
  - お子様の引渡しを行います。保護者による迎えが難しい場合は、緊急連絡カードに記載されている方への引渡しも可能です。迎えがない場合は、学校で引き続き待機させます。
  - 給食は、調理が行えないこと等が予想されるため、基本的に提供できないことを想定しています。

### 《お願い》

学校が緊急の措置をとる場合は、緊急メールでお知らせいたします。携帯等の機種変更または、契約会社の変更等があった場合は、メール登録を確実にしていただきますようお願いいたします。登録のための用紙が必要な方はご連絡ください。

※ このプリントは保存用として、ご家庭で掲示していただきますようお願いいたします。